

文化庁関係の税制について

2019年6月19日

<国税>

事項	措置内容	適用年度
税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	平成23年度～
認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
		【個人の寄附金】 「寄附金(所得金額の40%が限度)－2千円」を所得控除<所得税> 又は「寄附金(所得金額の40%が限度)－2千円」×40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)<所得税>
事項	措置内容	適用年度
特定公益増進法人に対する寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人 【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	昭和51年度～ (登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度～)
		【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除<所得税> 【法人の寄附金】 寄附金の合計額か特別損金算入限度額 $[(\text{所得金額} \times 3.125\% + \text{資本等の金額} \times 0.1875\%) \times 0.5]$ のいずれか少ない金額を損金算入(※)<法人税> ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可
認定特定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	昭和62年度～
指定寄附金	【公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用 【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	昭和40年度～ 平成13年度～
		【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除<所得税> 【法人の寄附金】 寄附金の全額を損金算入<法人税>
相続財産の寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会 【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	昭和52年度～ 平成13年度～
重要文化財等の譲渡	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化	平成13年度～
		非課税<相続税>
		非課税<所得税>
		昭和47年度～

所得	<p>財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館, 美術館, 植物園, 動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要文化財(動産又は建物)の譲渡</p> <p>・国, 地方公共団体, 独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館, 美術館, 植物園, 動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要有形民俗文化財(動産又は建物)の譲渡(平成30年12月31日まで)</p> <p>・国, 地方公共団体, 独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人(博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの)に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡</p>	<p>1/2 課税 <所得税></p> <p>【個人】2,000 万円を限度とする特別控除 <所得税></p> <p>【法人】損金算入 <法人税></p>	<p>昭和47年度～</p> <p>昭和45年度～</p>
重要文化財等の相続・贈与	<p>・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与</p> <p>・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与</p> <p>・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与</p>	<p>財産評価額の 70/100 を控除 <相続税・贈与税></p> <p>財産評価額の 30/100 を控除 <相続税・贈与税></p> <p>財産評価額の 30/100 を控除 <相続税・贈与税></p>	平成 15 年度～
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について, 登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成 10 年度～
文化財(美術工芸品)に係る相続	・保存活用計画が認定され, 美術館等において寄託・公開された国宝・重要文化財・登録有形文化財(美術工芸品)の相続	保存活用計画及び寄託契約期間中は相続税を納税猶予(非課税者死亡等により免除)	平成 31 年度～

※重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが, 平成 10 年より, 地価税の課税は停止されている。

<地方税>

事項	措置内容	適用年度	
重要文化財等の所有	・重要文化財, 重要有形民俗文化財, 史跡名勝天然記念物(家屋及びその敷地)	非課税 <固定資産税・特別土地保有税・都市計画税>	昭和 25 年度～
	・登録有形文化財(家屋)	1/2 課税 <固定資産税・都市計画税>	平成 8 年度～
	・登録有形民俗文化財(家屋)		平成 17 年度～
	・登録記念物(家屋及びその敷地)		
	・重要文化的景観を形成している家屋(文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地	非課税 <固定資産税・都市計画税>	平成元年度～
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	税額を適宜免除・軽減 <固定資産税・都市計画税>	平成 12 年度～
	・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地)(平成 31 年 3 月 31 日まで)	1/2 課税 <不動産取得税・固定資産税・都市計画税>	平成 20 年度～
障害者に対応した劇場・音楽堂等	・障害者・高齢者に対応して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等	固定資産税・都市計画税を 1/3 減額	平成 30 年度～